○東北地方整備局告示第四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十三日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 道路の区域

区間　北秋田市栄字中小又沢八番三三地内

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

○東北地方整備局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十三日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
仙北市角館町西長野上野二二番四から同市角館町西長野上野三二番二まで	前	一一・二二～一八・〇八メートル　〇・〇九九キロメートル
	後	一三・三五～二一・九二メートル　〇・〇九九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○関東地方整備局告示第八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十三日　関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　令和四年関東地方整備局告示第二十三号東京都市計画公園事業第五・六・二十号祖師谷公園

三　事業施行期間　自令和四年一月二十五日至令和十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の全部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

令和八年三月二十三日　関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十八年関東地方整備局告示第二百八十一号東京都市計画公園事業第五・七・二十一号和田堀公園

三　事業施行期間　自平成二十八年八月三十一日至令和十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都杉並区大宮一丁目、大宮二丁目、松ノ木一丁目、松ノ木二丁目及び堀ノ内一丁目地内

○関東地方整備局告示第八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十三日　関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十一年建設省告示第千三百五十四号東京都市計画公園事業第五・七・二十二号舎人公園

三　事業施行期間　自昭和五十一年十月六日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

令和八年三月二十三日　関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和三十二年建設省告示第千四百八十三号府中都市計画公園事業第七・五・一号及び小金井都市計画公園事業第七・五・一号武蔵野公園

三　事業施行期間　自昭和三十二年十一月二十五日至令和二十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都府中市多磨町二丁目地内

○関東地方整備局告示第八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

令和八年三月二十三日　関東地方整備局長　橋本　雅道